

厚生衛発 1107 第 1 号
令和 7 年 11 月 7 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について

行政手続のオンライン化については、「規制改革実施計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和 7 年 12 月末までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する」こととされている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)においては、「国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。」ことが求められている。

これらを受け、厚生労働省では、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資するよう業務改革や制度見直しを行うとともに、国が申請等の受け手となる手続について、令和 7 年 12 月末までに、原則、オンライン化することを目指し、必要な取組を進めている。

今般、地方公共団体においても国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組がより促進されるよう、地方公共団体が申請等の受け手となる手続のうち、「規制改革実施計画」において令和 7 年 12 月末までにオンライン化する方針が決定している手続等について、下記のとおり整理したので、行政手続のオンライン化に向けて参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

地方公共団体が申請等の受け手となる手続のうち、以下に掲げる申請や届出等の手続については、申請や届出等にかかる手法を特段指定しておらず、電子情報処理組織を使用する方法により行って差し支えないものであるため、マイナポータルの活用を含め、オンライン化に向けた必要な措置（※1）を採られるようお願いする。

- 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）
 - 理容所の開設の届出（法第 11 条第 1 項）
 - ・理容所の開設の届出（則第 19 条第 1 項）
 - ・医師の診断書の添付（則第 19 条第 2 項）（※ 2）
 - ・管理理容師を証する書類の添付（則第 19 条第 3 項）（※ 2）
 - ・外国人における住民票の写しの添付（則第 19 条第 4 項）（※ 2）
 - 理容所の開設の届出事項の変更等の届出（法第 11 条第 2 項）
 - ・理容所の開設の届出事項の変更の届出（則第 20 条）
 - 理容所の開設者の地位を承継した者の届出（法第 11 条の 3 第 2 項）
 - ・譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出（則第 20 条の 2）
 - ・相続による理容所の開設者の地位の承継の届出（則第 21 条）
 - ・合併による理容所の開設者の地位の承継の届出（則第 22 条）
 - ・分割による理容所の開設者の地位の承継の届出（則第 22 条の 2）
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）
 - 埋葬、火葬又は改葬の許可の申請（法第 5 条）（※ 3）
 - ・埋葬又は火葬の許可の申請（則第 1 条）
 - ・改葬の許可の申請（則第 2 条）
 - ・無縁改葬の許可の申請（則第 3 条）
 - 墓地、火葬場の管理者の届出（法第 12 条）
 - 墓地・火葬場の管理者の報告（法第 17 条）
 - ・墓地、火葬場の管理者の報告（則第 9 条）
- 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
 - 興行場の営業の許可（第 2 条第 1 項）
 - 興行場の営業者の地位を承継した者の届出（第 2 条の 2 第 2 項）
- 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）
 - 旅館業の営業の許可（法第 3 条第 1 項）
 - ・旅館業の営業の許可の申請（則第 1 条）
 - ・旅館業の営業の許可に係る申請事項の変更等の届出（則第 4 条）
 - 譲渡による旅館業の営業者の地位の承継の承認（法第 3 条の 2 第 1 項）

- ・譲渡による旅館業の営業者の地位の承継の承認の申請（則第1条の3）
- 合併又は分割による旅館業の営業者の地位の承継の承認（法第3条の3第1項）
 - ・合併又は分割による旅館業の営業者の地位の承継の申請（則第2条）
- 相続による旅館業の営業者の地位の承継の承認（法第3条の4第1項）
 - ・相続による旅館業の営業者の地位の承継の承認の申請（則第3条）
- 旅館業の宿泊者名簿の提出（第6条第1項）
- 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）
 - 公衆浴場の営業の許可（法第2条第1項）
 - ・公衆浴場の営業の許可の申請（則第1条）
 - ・公衆浴場の営業の許可に係る申請事項の変更等の届出（則第4条）
 - 公衆浴場の営業者の地位を承継した者の届出（法第2条の2第2項）
 - ・譲渡による営業者の地位の承継の届出（則第1条の2）
 - ・相続による営業者の地位の承継の届出（則第2条）
 - ・合併による営業者の地位の承継の届出（則第3条）
 - ・分割による営業者の地位の承継の届出（則第3条の2）
- クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）
 - クリーニング所の開設の届出（法第5条第1項）
 - ・クリーニング所の開設の届出（則第1条の3第1項）
 - ・クリーニング所の開設の届出の添付文書（則第2条）（※2）
 - 無店舗取次店の営業の届出（法第5条第2項）
 - ・無店舗取次店の営業の届出（則第1条の3第2項）
 - クリーニング所の開設の届出事項の変更等の届出（法第5条第3項）
 - ・クリーニング所の開設の届出事項の変更等の届出（則第1条の3第3項）
 - クリーニング所の開設者等の地位を承継した者の届出（法第5条の3第2項）
 - ・譲渡によるクリーニング所の開設者等の地位の承継の届出（則第2条の2）
 - ・相続によるクリーニング所の開設者等の地位の承継の届出（則第2条の3）
 - ・合併によるクリーニング所の開設者等の地位の承継の届出（則第2条の4）
 - ・分割によるクリーニング所の開設者等の地位の承継の届出（則第2条の5）
 - クリーニング師の免許に係る手続（法第6条）
 - ・クリーニング師免許証の交付の申請（則第4条）
 - ・クリーニング師免許証の再交付の申請（則第6条第1項）
 - ・クリーニング師免許証の訂正の申請（則第8条）
 - クリーニング師試験の受験願書の提出（則第3条）
- 美容師法（昭和32年法律第163号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

- 美容所の開設の届出（法第 11 条第 1 項）
 - ・美容所の開設の届出（則第 19 条第 1 項）
 - ・医師の診断書の添付（則第 19 条第 2 項）（※ 2）
 - ・管理美容師を証する書類の添付（則第 19 条第 3 項）（※ 2）
 - ・外国人における住民票の写しの添付（則第 19 条第 4 項）（※ 2）
- 美容所の開設の届出事項の変更等の届出（法第 11 条第 2 項）
 - ・美容所の開設の届出事項の変更の届出（則第 20 条）
- 美容所の開設者の地位を承継した者の届出（法第 12 条の 2）
 - ・譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出（則第 20 条の 2）
 - ・相続による美容所の開設者の地位の承継の届出（則第 21 条）
 - ・合併による美容所の開設者の地位の承継の届出（則第 22 条）
 - ・分割による美容所の開設者の地位の承継の届出（則第 22 条の 2）
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和 32 年厚生省令第 37 号）
 - 組合協約に関するあっせん又は調停（法第 14 条の 12 第 1 項）
 - ・組合協約に関するあっせん又は調停の申出（則第 5 条の 13）
 - 利用者、消費者の意見の具申（法第 61 条）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）
 - 特定建築物の使用開始届出（法第 5 条第 1 項）
 - ・特定建築物の使用開始届出（則第 1 条第 1 項）
 - 特定建築物届出事項の変更届出（法第 5 条第 3 項）
 - ・特定建築物届出事項の変更届出（則第 1 条第 4 項）
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（法第 12 条の 2）
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請（則第 31 条第 1 項）
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の変更又は廃止の届出（則第 33 条第 1 項）
- 理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）
 - 理容師養成施設の指定の申請（第 3 条第 1 項）
 - 理容師養成施設の生徒の定員の増加等の変更の承認の申請（第 6 条第 1 項）
 - 理容師養成施設の養成課程の新設等の承認の申請（第 6 条第 2 項）
 - 理容師養成施設の養成課程の廃止等の承認の申請（第 6 条第 3 項）
 - 理容師養成施設の変更事項の届出（第 8 条第 1 項）
 - 理容師養成施設の生徒の定員の変更（減員に限る）等の届出（第 8 条第 2 項）
 - 理容師養成施設の収支決算等の届出（第 9 条）

- 理容師養成施設の入所者数及び卒業生数の届出（第10条）
- 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）
 - 美容師養成施設の指定の申請（第2条第1項）
 - 美容師養成施設の生徒の定員の増加等の変更の承認の申請（第5条第1項）
 - 美容師養成施設の養成課程の新設等の承認の申請（第5条第2項）
 - 美容師養成施設の養成課程の廃止等の承認の申請（第5条第3項）
 - 美容師養成施設の変更事項の届出（第7条第1項）
 - 美容師養成施設の生徒の定員の変更（減員に限る）等の届出（第7条第2項）
 - 美容師養成施設の収支決算等の届出（第8条）
 - 美容師養成施設の入所者数及び卒業生数の届出（第9条）

(※1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、
「具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。」とされている。

マイナポータルを利用した個人から地方公共団体に対する手続のオンライン化については、実現に向けた流れや問い合わせ先等を別添で整理している。

e-Govを利用した法人・事業所等から地方公共団体に対する手続については、現時点でオンライン化に向けた必要な手順が決まっていないことから、決まり次第、情報を提供する。

(※2) 令和7年度地方分権改革提案を踏まえ、生活衛生関係営業施設に係る開設の届出等に関する添付書類について、原本だけでなく写しや電子媒体でも提出が可能である旨を通知するもの。

(※3) 「埋葬、火葬又は改葬許可のオンライン申請に関するQ&Aについて」(令和7年3月26日厚生衛発0326第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知)において、埋葬、火葬又は改葬許可申請について、オンラインによる方法であっても受け付けることが可能である旨、既に連絡しているところであるが、今般、改めて連絡するもの。

(参考)

- 内閣府「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」 p. 9
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf
- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)
第5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 p. 1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/7d821abe/20240621_policies_priority_outline_05.pdf

- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）
別冊 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 p. 1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/bda4392b/20230609_policies_priority_outline_13.pdf